

信用保証業務講座

【経営支援編】

令和7年6月

兵庫県信用保証協会

※ 本資料は、金融機関職員の研修支援用として作成したものです。部外秘扱いとしてください。

1. 経営支援の概要

1-1. 保証協会に経営支援業務が追加された背景

平成27年以来、国（中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキンググループ）において信用補完制度の見直しが検討され、

- ・中小企業のライフステージの様々な局面で必要とする多様な資金需要（小口、創業、承継等）や、大規模な経済危機、災害等により信用の収縮が生じた場合における資金需要等に一層対応していくことが重要であること。
- ・信用保証への過度な依存が進んでしまうと、金融機関にとっては、事業性評価融資やその後の期中管理・経営支援への動機が失われるおそれがある等の副作用も指摘されている、との提言がなされました。

以上を踏まえ、中小企業の資金需要に一層きめ細かく対応するとともに、保証協会と金融機関が連携して中小企業への経営支援を強化することで、中小企業の経営改善・生産性向上を一層進める仕組みを構築することが必要であるという考え方の下、保証協会法等が平成29年6月に改正され、平成30年4月から施行されました。また、令和6年6月に「信用保証協会向けの総合的な監督指針」が改正され、「協会は、関係金融機関等と連携の上、保証付融資のシェアが高い事業者を中心に、主体的に事業再生支援について対応すること」とされました。

保証協会における経営支援

- ① 創業支援
- ② 経営改善支援
- ③ 事業再生支援
- ④ 事業承継支援

1-2. 経営支援の取組方針①

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

- ◆ 中小企業・小規模事業者は、原材料価格の高騰や深刻な人手不足、トランプ関税等の影響により経済の先行きの不透明感が拭えず、依然として厳しい経営環境に置かれており、**事故報告や代位弁済が増加傾向**にあります。
- ◆ このような中、当協会は関係機関と連携のもと、事業者に寄り添ったきめ細かなフォローアップを推進し、早期に経営改善支援・事業再生支援・再チャレンジ支援等に取り組むことで、事業承継を含める多様化する経営課題の解決を後押しし、**事業者の収益力改善と事故報告・代位弁済の抑制を最大限図っていきます。特に金融機関の支援が届きにくく、保証協会の利用割合が高い返済緩和先等**に対し、実情に沿った経営支援を行います。
- ◆ また、地域経済の活性化を担う公的機関として、フェア・セミナー等を開催し、**創業者や事業の転換・拡張・再構築など各種経営課題の解決に取り組む事業者と、地域金融機関、支援機関との連携を深める架け橋としての役割を果たす**ことに加え、事後モニタリング等を通じたきめ細かいサポートを実施することで、経営者の事業意欲と経営力をより一層高めていきます。

1-2. 経営支援の取組方針②

経営支援の取組方針

取組方針	具体的な取組内容
① 関係機関との連携による プッシュ型及びフォロー アップ型経営支援の強化	<ul style="list-style-type: none">・当協会が主体となって重点支援先を選定し、フォローアップによる現状把握を行うとともに、金融機関や支援機関との連携のもと、「創業支援」、「経営改善・事業再生支援」、「事業承継支援」を行い、事業者の実情やライフステージに応じた金融と経営の一体支援を一層推進します。
② 経営支援の質向上	<ul style="list-style-type: none">・「ひょうご信用創生アワード」を開催し、各参加機関の経営支援事例のベストプラクティスを共有し、経営支援の横展開を図ります。・「伴走支援課」を新設し、重点支援事業者への経営相談・支援や、職員の育成・支援ノウハウの蓄積を推進します。また、事例共有や中小企業活性化協議会へのトレーニー派遣を通じて支援の質の向上を図ります。
③ 経営支援の効果検証	<ul style="list-style-type: none">・これまでに外部専門家を派遣した事業者を対象に継続的なフォローアップを行います。・アクションプランの実行状況等を把握し、経営改善に向けた取組をサポートします。

1-3. 組織改編

伴走支援課の新設

近年の複雑化する様々な経営課題に対して当協会が主体となり、専門的な経営支援を実施できる体制を構築するため、今年度より「伴走支援課」を新設しました。

また、経営支援部内の役割を明確化するため、「支援推進課」を「再生発展支援課」に名称変更しました。

経営支援部の新しい体制



● 伴走支援課 ☎ 078-393-3951

業務内容

当協会が主体的に経営支援することが適当と判断した事業者(重点支援先)に対し、高い専門性を有する職員が、金融機関や支援機関等と連携し、経営課題の把握・整理や経営改善提案、計画の策定支援など、より質の高い経営支援を提供させていただきます。

※昨年度まで「支援推進課」で担当しておりました事業再生にかかる保証申込・条件変更、事業承継、各種相談窓口等につきましては、引き続き、再生発展支援課で対応させていただきます。

1-4. 返済緩和割合の推移

返済緩和割合(金額)

(単位：%)

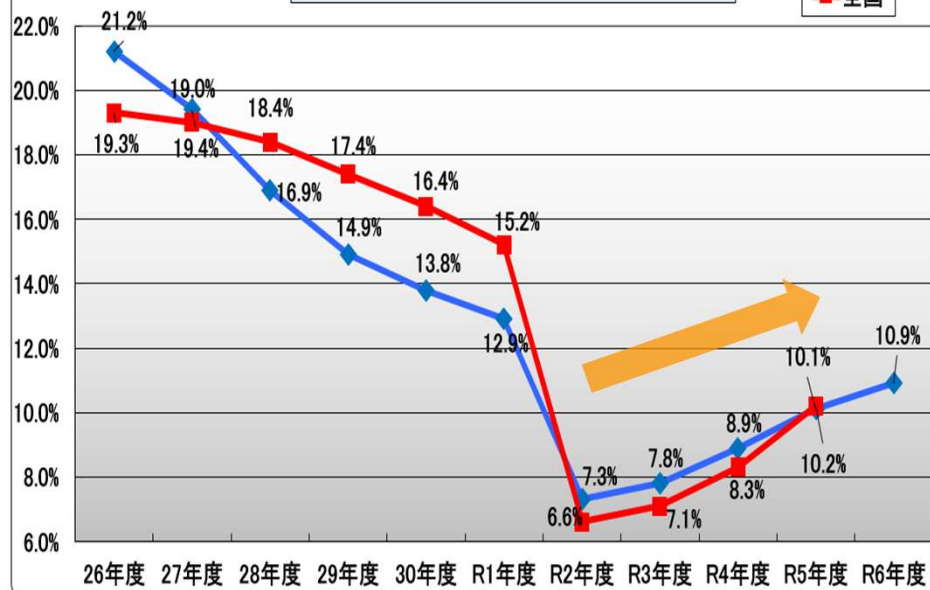
年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
兵庫県	21.2	19.4	16.9	14.9	13.8	12.9	7.3	7.8	8.9	10.1	10.9
全国	19.3	19.0	18.4	17.4	16.4	15.2	6.6	7.1	8.3	10.2	-

返済緩和割合(企業者数)

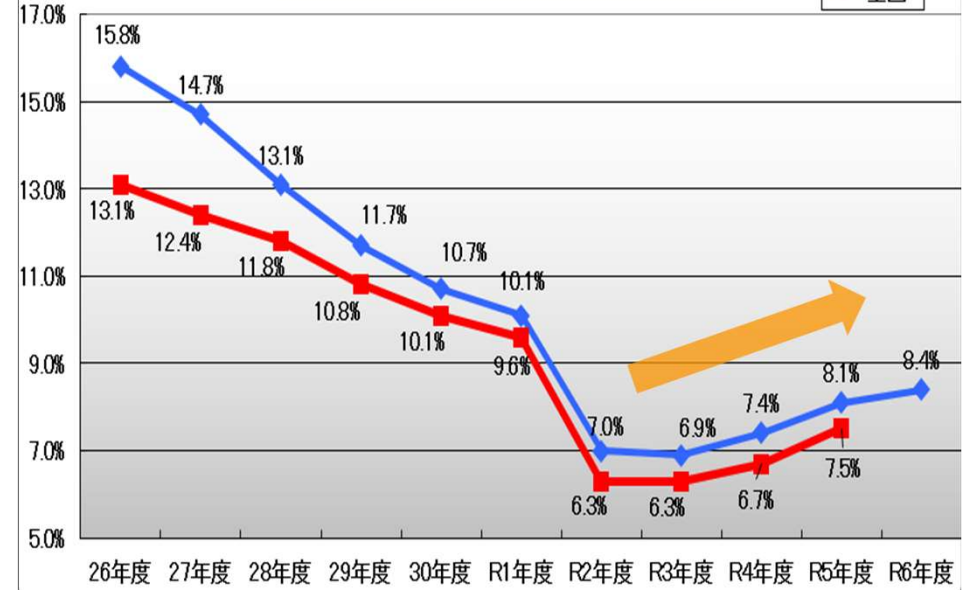
(単位：%)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
兵庫県	15.8	14.7	13.1	11.7	10.7	10.1	7.0	6.9	7.4	8.1	8.4
全国	13.1	12.4	11.8	10.8	10.1	9.6	6.3	6.3	6.7	7.5	-

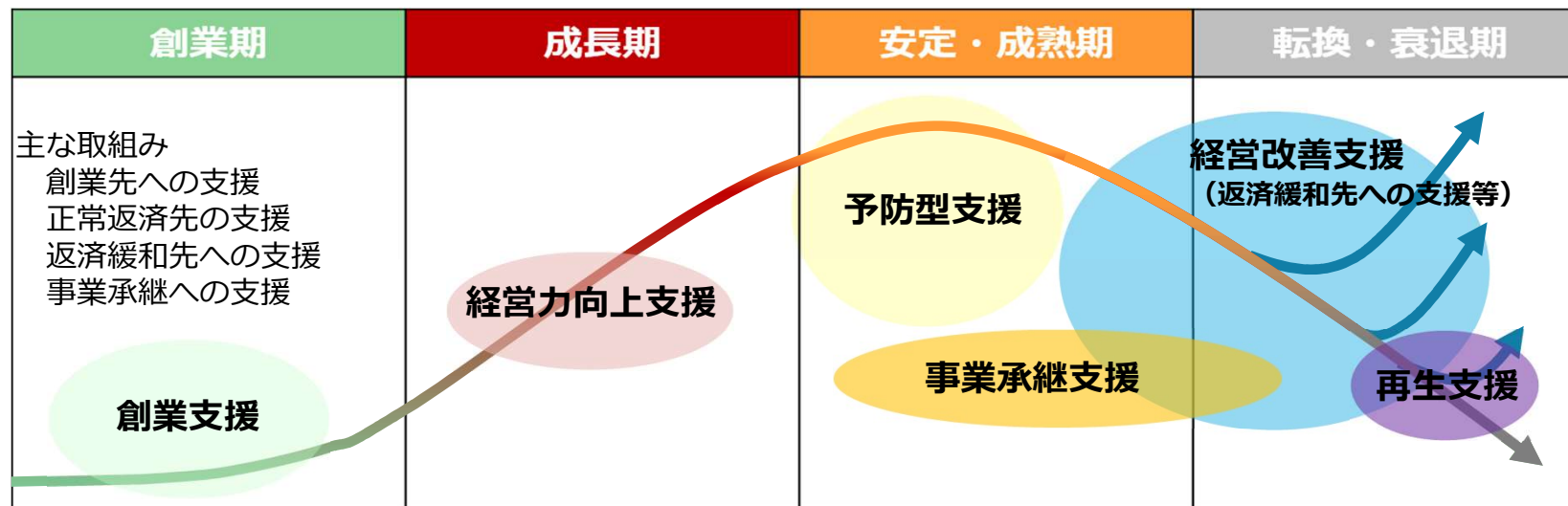
条件変更割合の推移(金額)



条件変更割合の推移(企業数)



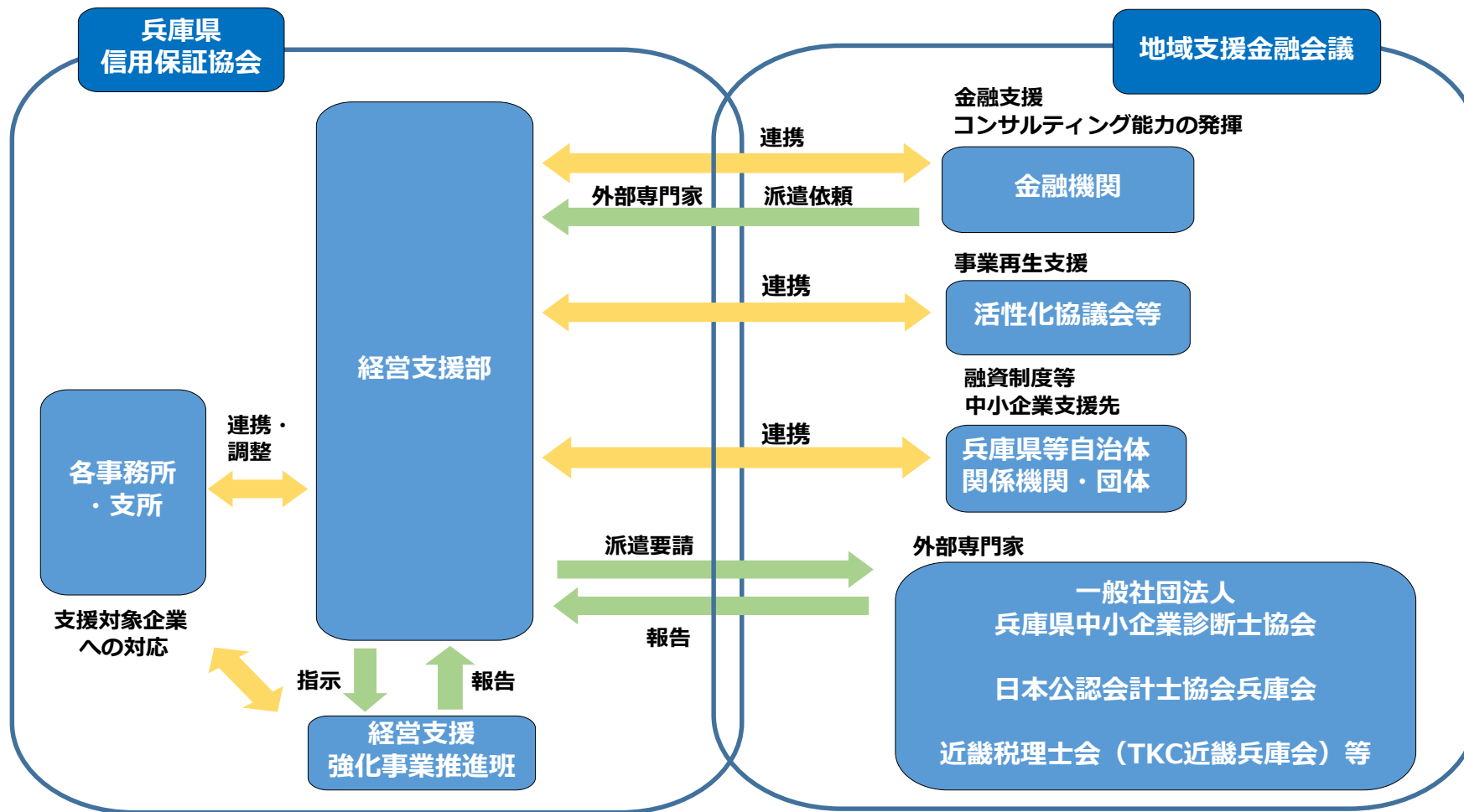
1-5. ライフステージ別における主な経営支援の取組内容



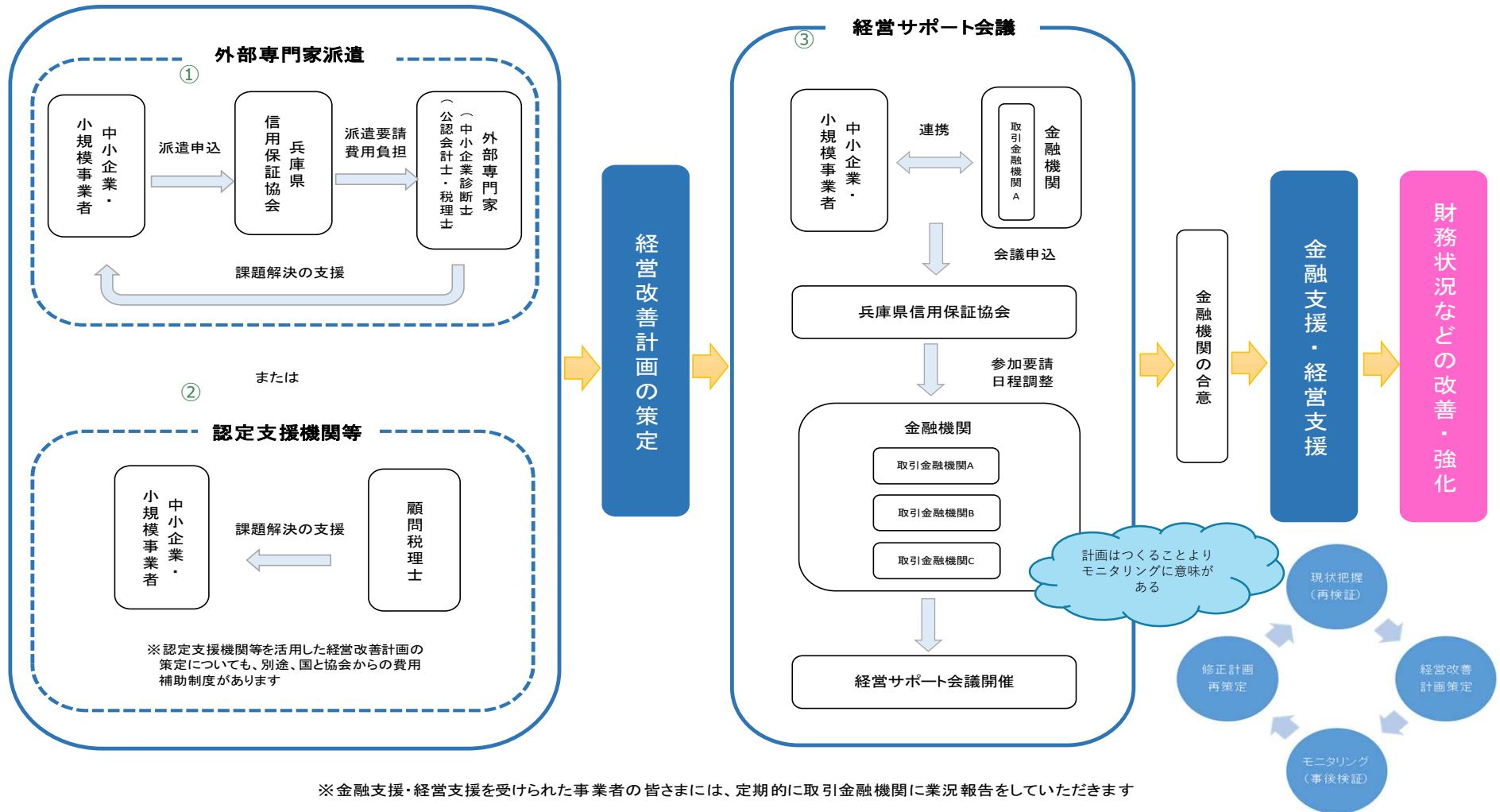
主な経営支援メニュー

創業支援	経営改善支援	事業承継支援
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 創業セミナー等 ▶ 創業相談 ▶ 創業計画策定支援 ▶ 外部専門家派遣 ▶ 創業に係る保証 ▶ 創業後フォローアップ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 経営サポート会議 ▶ 経営改善計画策定支援 ▶ 外部専門家派遣 ▶ 経営改善計画策定支援事業の費用補助 ▶ 経営改善サポート保証等 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業承継相談会等 ▶ 事業承継診断 ▶ 事業承継計画策定支援 ▶ 外部専門家派遣 ▶ 事業承継に係る保証 ▶ 支援機関の紹介

1-6. 経営支援における支援機関との連携支援体制



1-7. 経営支援のフロー（個社支援のイメージ）



※金融支援・経営支援を受けられた事業者の皆さまには、定期的取引金融機関に業況報告をしていただきます

2. 経営支援の取組み

2-1. 創業支援① 創業支援メニュー

創業支援メニュー

創業前

●創業準備相談窓口

創業を考えている方のお悩みやご相談にお応えします。「創業準備相談窓口」までお気軽にご連絡ください。

●創業計画策定支援

必要に応じて中小企業診断士などの専門家を無料で派遣し、売上や収支計画策定の支援を行います。

創業時

●資金調達

信用保証料の割引など、創業者の皆さまにメリットのある保証制度「創業関連保証」「スタートアップ創出促進保証制度」(経営者保証を不要とする保証制度)をご用意しています。

制度の概要については、下表をご参照ください。

創業後

●フォローアップ

創業関連保証、スタートアップ創出促進保証制度利用後、経営に関するアドバイスを必要とされる方などに対して、中小企業診断士などの専門家によるフォローアップを無料で受けることが可能です。

	創業関連保証	スタートアップ創出促進保証制度
対象となる方	創業を予定している方 / 創業後5年未満の法人・個人	法人設立による創業を予定している方 / 創業後5年未満の法人
保証限度額	3,500万円	
保証期間	10年以内(据置1年以内)	10年以内(据置1年または3年以内)
返済方法	原則として、元金均等分割返済	
担保	不要	
連帯保証人	原則として法人代表者	不要
保証料率	年0.50% (※) ※実施年度により保証料率は変動する場合がありますので、予めご了承ください。	年0.70% (創業関連保証の保証料率に0.20%上乘せ)
貸付利率	金融機関所定利率	

2-1. 創業支援② 創業イベント・各種セミナーの開催

「創業フェアひょうご2024&ビジネスサロン」

令和6年10月8日に、アンカー神戸にて「創業フェアひょうご2024&ビジネスサロン」を開催しました。

本イベントは、創業予定の方や創業後概ね5年未満の方を対象とし、50名の方に参加いただきました。

当日は、先輩創業者として、(株)AKIND 岩野翼さん、(株)cadode 高井萌さん(株)笑顔の源カンパニー 藤本和明さんによるトークセッションや中小企業診断士を講師とした創業ミニセミナー(創業時の注意点、事業経営に必要な基本スキル等)、取引先獲得等を目的とした参加者同士のマッチングなどを行うビジネスサロン、中小企業診断士や弁護士への個別相談などを実施しました。

参加者からは「皆さんのお話に感銘を受け、起業に向けて勇気が湧いてきました」「先輩起業家の方々のお話が聴けたことが良かったです」などのご好評の声をいただきました。



創業塾等への講師派遣

県内の商工会や商工会議所が開催している創業塾などに職員を派遣し、信用保証制度の概要や創業前後に活用できる保証制度、創業計画書を作成する際のポイントなどについて、講義を行っています。



大学・専門学校等への出張講座

大学・専門学校などへの出張講座を積極的に行うなど、若い世代の創業に関する理解と関心を深める事業を展開しています。



2-2. 経営改善支援① 外部専門家派遣制度

簡易コンサル

- 取引先をどう探せばよいかわからない。
- ホームページのアクセス数を伸ばしたい。
- 労務管理ができていない。
- 就業規則を作りたい。
- 契約書等の作成指導を受けたい。
- ローカルベンチマークを策定し、自社の強み・弱みを把握したい。

アドバイスコース

具体的な経営課題を抱えている方に、最大2回の派遣で解決に向けた助言・提言を行います。

【派遣回数】

最大2回 / 1回あたり2時間 × 2日

【成果物】

- 専門家による「助言・提言書」又は「ローカルベンチマークシート」をお渡しします。

経営診断

- 創業後、事業が思ったようにならない。
- 売上は伸びているが、コストがかかりすぎて経営を圧迫している。
- 自社の強み・弱みを整理し、経営状況を詳しく知りたい。
- 売上・利益の改善を図りたい。
- 経営改善に向け、自社の状況を専門家に診断してもらいたい。
- 後継者や幹部をどう育てたらいいかわからない。

経営診断コース/創業アフターフォローコース

経営課題を明らかにし、改善の方向性を提案する「経営診断書」をお渡しします。また、創業後の方は、創業時の計画を振り返り、現状とのギャップを検証した上で「経営診断書」をお渡しします。

【派遣回数】

最大4回 / 1回あたり2時間 × 4日

【成果物】

- 専門家が作成する「経営診断書」をお渡しします。

経営改善計画策定支援

- 経営診断を踏まえ、更に深掘りした支援を受けたい。
- 経営改善計画を抜本的に見直したいが、どのようにしたらよいかわからない。

経営改善計画策定支援コース

経営診断の結果、更なる深掘り支援が必要と認められる場合、計数計画や具体的な施策、アクションプランなどを盛り込んだ「経営改善計画書」の策定を支援します。

【派遣回数】

(経営診断コースの利用と合わせて) **最大8回** / 1回あたり2時間 × 8日

【成果物】

- 「経営改善計画書」の策定を支援します。

2-2. 経営改善支援① 外部専門家派遣制度

ご利用の流れ

専門家派遣の申込 外部専門家派遣事前相談書をご記入の上、FAX送信してください。当協会ホームページからのお問い合わせも可能です。

ホームページはこちら

事前ヒアリング 協会職員が訪問し、具体的な相談内容を確認の上、専門家派遣の方向性を協議します。

経営診断、創業計画策定支援

- 創業コース／創業アフターフォローコース
- 経営診断コース

最大4回の訪問で経営課題を明らかにし、改善の方向性を提案する「経営診断書」の作成や「創業計画書」の策定を支援します。

簡易コンサル

- アドバイスコース

最大2回の訪問で、具体的な経営課題の改善に向けた助言やローカルベンチマークの策定支援を行います。

経営改善計画策定支援

- 経営改善計画策定支援コース

経営診断の結果、更なる深掘り支援が必要と認められる場合に、初回から最大8回の訪問で計数計画や具体的な施策、アクションプランなどを盛り込んだ「経営改善計画書」の策定を支援します。

フォローアップ訪問 専門家派遣終了後、協会職員が訪問しフォローアップを行います。

兵庫県信用保証協会
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

派遣費用 **無料**

中小企業・小規模事業者

外部専門家派遣制度

のご案内

経営課題の解決をサポートします!

専門家としてアドバイスします!

兵庫県信用保証協会

（対象となる方） 当協会のご利用（予定を含む）があり、経営課題の解決意欲がある方
※ご希望に添えない場合もございます。あらかじめご了承ください。

（相談できる専門家）

- 中小企業診断士
- 弁護士
- 公認会計士
- 社会保険労務士
- 税理士

お問い合わせ先

経営支援部 **支援推進課** ※再生発展支援課に名称変更 (R7.4.1より)

☎ 078-393-4024

兵庫県信用保証協会は
経営課題の解決に取り組む企業をサポートします!

FAX 078-393-3980 外部専門家派遣事前相談書

経営支援部 **支援推進課** 行 ※再生発展支援課に名称変更 (R7.4.1より) 令和 年 月 日

法人名又は事業主名	フリガナ		
代表者名 (法人の場合)	フリガナ	日中連絡先	TEL
ご住所 (法人の場合は本店所在地)	〒 -		
相談内容	相談したい内容を○で選択してください。		
	1. 創業したい、創業した事業を発展させたい。 2. 生産性を向上させたい。 3. 経営状況を改善したい。 4. 事業承継を進めたい。 5. 具体的な経営課題を解決したい。 6. ローカルベンチマークを策定したい。 7. その他()		

【個人情報について】 本事前相談書にて取得した個人情報は、適切な管理の下、外部専門家派遣制度の実施のために使用しその他の目的には使用いたしません。

2-2. 経営改善支援② プッシュ型支援

金融機関の支援が届きにくい事業者へのヒアリング

令和6年度は、金融機関の支援が届きにくい、創業先や小規模先等について、協会担当者が金融機関担当者と同行訪問でヒアリングを行い、事業者の業況や返済懸念の有無等を確認してきました。返済懸念があると判断した先については、課題解決に向けて、資金繰り支援のほか、外部専門家派遣による経営支援を提案しました。

返済緩和先に対する経営改善支援（各種経営支援メニューの実行支援）

返済緩和先の増加が想定される中、初回の返済緩和先を中心に、実地調査による業況把握を行い、必要に応じて適切な経営支援メニュー及び兵庫県よろず支援拠点等の支援機関の活用を提案し、金融取引の正常化に向けた早期の経営改善への着手を促しており、今年度も引き続き積極的に取り組めます。

支援が行き届きにくいと想定される小規模事業者へのDM発送による相談窓口の周知

金融機関との取引が少なく、支援が行き届きにくいと想定される小規模事業者にダイレクトメールを送付し、相談窓口の周知を行っています。発送後は、事業者から追加融資や条件変更、専門家派遣等の相談がありました。

2-3. 事業再生支援 中小企業活性化協議会との連携①

中小企業活性化協議会の概要

中小企業活性化協議会とは、全国すべての都道府県に設置された公的機関で、商工会議所などが運営を行っています。地域のハブとして、金融機関・専門家・支援機関と連携し、収益力・経営改善・事業再生を地域全体で支援しています。

事業再生支援に係る連携協定

令和4年9月9日付で、近畿経済産業局、兵庫県中小企業活性化協議会及び当協会の3者間で、「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

新型コロナウイルス感染症の影響等に苦しむ事業者の事業再生等の促進に向けて連携を強化しています。

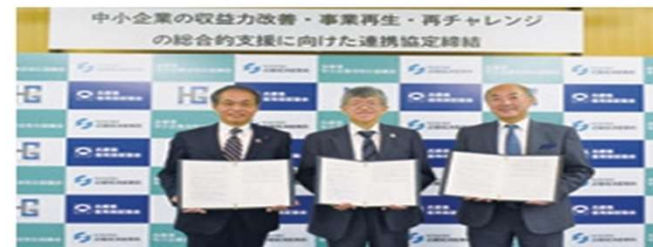
近畿経済産業局、兵庫県中小企業活性化協議会及び当協会の3者間で

「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」 を締結しました

当協会は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響等に苦しむ中小企業・小規模事業者の皆さまの収益力改善・事業再生・再チャレンジを促進するにあたり、連携を一層強化するため、近畿経済産業局、兵庫県中小企業活性化協議会と9月9日付で、「中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に向けた連携協定」を締結しました。

今回の連携協定締結により、3者間で以下のような取組を進めてまいります。

- ・ 連携深化の前提としての対話と支援対象・内容の共有
- ・ 当協会を起点とした兵庫県中小企業活性化協議会との連携（プッシュ型経営支援）
- ・ 兵庫県中小企業活性化協議会を起点とした当協会との連携
- ・ 近畿経済産業局を起点とした兵庫県中小企業活性化協議会・当協会との連携
- ・ 中小企業及び経営者個人の破産回避に向けた積極的な連携
- ・ 外部意見を積極的に取り入れた更なる質向上の取組



左から早金理事長（当協会）、原田産業部長（近畿経済産業局）、野田統括責任者（兵庫県中小企業活性化協議会）

【出所】経済産業省HP

2-3. 事業再生支援 中小企業活性化協議会との連携②

再生支援の総合的対策を踏まえた連携強化

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の改正により、協会は「関係金融機関等と連携の上、保証付融資のシェアが高い事業者を中心に、主体的に再生支援の必要性を検討し、必要に応じて中小企業活性化協議会への持込等を促すなど、事業再生支援について積極的な対応を行う」とされました。

今年度も引き続き、再生支援が必要と考えられる先に対して、積極的に中小企業活性化協議会の利用検討を促し、事業者の同意のもと、案件持込を行っていきます。

なお、持込実績は、中小企業庁のHPにて公開されます。

再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ

2025年3月17日
経済産業省
金融庁
財務省

- 2024年3月に「再生支援の総合的対策」を策定してから1年が経過。中小企業活性化協議会（以下、「協議会」）への相談件数も過去最高水準に達し、事業再生支援ニーズはより一層高まっている状況。
- 足元では、債権者の多数決と裁判所認可により金融債務の減免等を可能とする早期事業再生法案が閣議決定。中小企業向けには、更に、協議会や「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」を活用した支援を一層充実させていく必要がある。特に、抜本再生・再チャレンジ案件が増加していることを踏まえ、時機を逃すことなく、「早期」に必要な支援を提供できるよう体制を強化する。

1. 早期相談に向けた取組強化

- 信用保証協会から協議会への案件持込も一定の成果が出始めているが、事業再生支援ニーズの高まりも踏まえ、一層の促進。
- コロナ禍で信用保証協会が実質メインとなる事業者が増加したこと等を踏まえ、信用保証協会と民間金融機関等が連携した予兆管理の体制強化等、効果的な事業者支援の実行に向けて、経営情報のモニタリングの高度化を図る仕組みを構築するよう促す。
- 再チャレンジ支援が増加する中、関係機関も含め、経営状況の悪化が進んでしまった段階での相談にならないよう意識を醸成。

- 信用保証協会向け監督指針改正後のPDCAの徹底**
→信用保証協会による協議会への持込状況の把握や主体的な検討に基づく支援状況を確認【2025年夏頃】
- 金融機関による「早期経営改善計画策定支援事業」の拡充・延長**
→2025年2月に実施した民間金融機関による支援要件の拡充と期限延長を契機として、事業の通称をボスコ事業からVアップ事業に変更【2025年4月～】
- 中小企業・小規模事業者の経営状況の「予兆管理における着眼点」を整理・公表**
→信用保証付融資先の予兆管理の取組を促進【2025年3月】
- 経営悪化の予兆が検知された場合の情報共有・連携の考え方を整理・公表**
→税理士等の認定経営革新等支援機関とも連携し、経営状況のモニタリング結果の活用の在り方を検討【2025年3月】
- 中小企業・小規模事業者が一定の経営情報を提供するインセンティブの具体化**
→予兆管理・モニタリングの強化に向けて、中小企業による経営情報の提供を要件とした支援策の導入等を検討【2025年度中】
- 再チャレンジ事例集の公表**
→早期決断による円滑な再チャレンジの意識醸成に活用【2025年4月】

2-3. 事業再生支援 中小企業活性化協議会との連携③

2. 事業再生支援の体制強化

- 事業再生支援ニーズの高まりに対応すべく、政府系金融機関との連携も含め、各地域での事業再生支援の専門家育成を一層促進。
- 対象事業者が躊躇せず、円滑な再チャレンジフェーズに移行できるよう、再チャレンジ支援内容を拡大。
- 信用保証付融資割合の高い事業者の相談が増えている中で、**抜本再生のための求償権放棄手続を迅速化。**

中小企業活性化協議会・事業再生GL

- ① **トレーニー研修制度・協議会補佐人制度の活用や全国本部のサポート強化等による専門家育成**
 →トレーニー派遣の経験ある地銀・信金・信用保証協会割合を5割に
 →協議会補佐人制度の活用協議会を倍増
 →「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」の第三者支援専門家不在地域を解消（12→0）
 →全国本部によるサポート体制強化により低評価協議会を中心とした協議会の支援レベルを向上【2025年度中】
- ② **再チャレンジ支援の拡充**
 →一定の条件の下、主たる債務である法人の債務整理に係る費用等に対する支援を実施【2025年3月～】
- ③ **個人事業主の債務免除益の税務上の取扱いの明確化**
 →協議会スキーム及び「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づき策定された再生計画により個人事業主が債務免除を受けた場合の税務上の取扱いを、国税庁への照会により明確化・公表【2025年1月】

政府系金融機関

- ① **日本政策金融公庫等の事業再生等に関するノウハウ・ネットワークの活用**
 →全国ネットワークを通じた事業再生支援のノウハウを活かし、引き続き関係機関（民間金融機関、協議会）との連携を促進
 →事業再生途上にあり、事業承継の課題も抱える事業者に対して、関係機関と連携した計画策定支援の促進
 （※）事業再生に限らず、後継者不在の事業者等と創業希望者等を結ぶ「事業承継マッチング支援」等の実施
- ② **商工中金の事業再生支援機能の強化**
 →協議会との事業再生ノウハウ共有や人的サポート・連携体制を強化【2025年春頃】
 →経営改善に向けた長期戦略策定サービスを創設し、本部の専門人材が営業店と一体的に策定を支援【2025年春頃】
 →全国型再生ファンド活用促進、地銀との連携強化
 →本部において事業再生の専門人材の配置を拡大するとともに、社内資格の「経営サポーター」取得者のノウハウ向上により、商工中金の対応力を底上げ

保証付融資の求償権放棄円滑化

- ① **「自治体における求償権放棄手続の手引（仮称）」の策定・公表**
 →自治体内手続迅速化に向け、手続時の参考資料を提供【2025年夏頃】

民間金融機関

- ① **「経営者保証改革プログラム」等に関する取組状況のフォローアップ**
 →民間金融機関が経営者保証を締結する際の説明・記録の状況等をフォローアップ【2025年】
- ② **経営改善・事業再生支援の取組状況のフォローアップ**
 →早期の経営改善・事業再生支援に向けた民間金融機関の取組状況（「早期経営改善計画策定支援事業」の活用状況、事業承継・M&Aに係る支援の状況含む）をフォローアップ【2025年度】

3. その他経営改善・事業再生に資する支援インフラの整備

- ① **「経営改善サポート保証（経営改善・再生支援強化型）制度」の開始**
 →協議会等の関与のもとで策定した計画の実行に必要な資金を、信用保証付融資で支援【2025年3月14日～】
- ② **日本政策金融公庫等の通常資本金劣後ローンの拡充**
 →コロナの影響の有無によらず、過大な債務等に苦しむ事業者の財務基盤を強化【2025年3月～】
- ③ **「協調支援型特別保証制度」の開始**
 →民間金融機関によるプロパー融資を含む金融仲介機能の一層の発揮【2025年3月14日～】
- ④ **日本政策金融公庫等のセーフティネット貸付金利引下げ措置の延長**
 →原油価格上昇等の物価高騰に苦しむ事業者向けの資金繰り支援を継続【2025年4月～】

2-4. 事業承継支援①

事業承継にかかる保証制度

	事業承継特別保証制度	経営承継借換関連保証
保証対象者	一定の要件（※2）を満たす法人	一定の要件（※2）を満たす事業を営む会社（※3）
認定を受ける方 （※1）	不要	同上
対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・株式取得資金 ・事業用資産等の取得資金 ・借換資金 など 	借換資金
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円（別枠）
保証期間	10年以内 （据置期間1年以内）	10年以内 （据置期間1年以内）
保証料率	0.45%～1.90%（通常） または 0.20%～1.15%（軽減）（※4）	0.45%～1.90%（通常） または 0.20%～1.15%（軽減）（※4）

※1…経営承継円滑化法に基づく経済産業大臣（窓口：都道府県知事）の認定

※2…①一定の財務要件を満たす ②法人・個人の分離がなされている ③返済緩和をしている借入金がない

※3…会社法の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社または合同会社に限る

※4…中小企業活性化協議会及び事業承継・引継ぎ支援センターの確認を受けた場合、軽減された保証料率を適用する

2-4. 事業承継支援②

事業承継保証

リレー



事業承継にかかる
資金需要に幅広く対応

保証料率は通常より
平均20%割引

保証期間は
最長20年

事業承継を信用保証の面からサポート

「リレー」は、役員退職金支払資金や事業用資産の取得資金など、事業承継にかかる多様な資金需要に対応する新しい保証商品です。保証料率は通常より大幅に割引します。また保証期間は最長20年に設定することができ、余裕のある返済計画を立てることができます。

①	対象者	事業承継計画を策定している、または事業承継後の中小企業・小規模事業者
	対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・事業用資産の取得資金 ・役員退職金支払資金 ・自己株式の取得資金 ・被事業承継者の保証付き借入金の借換資金 など
②	対象者	被事業承継会社から発行済議決権株式取得によるM&Aでの事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者
	対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・株式会社である被事業承継者の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 など
③	対象者	事業承継のために設立した持株会社（純粹持株会社、事業持株会社）
	対象資金	<ul style="list-style-type: none"> ・被後継者（現経営者）が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金及び同株式取得の附帯費用の支払資金 ・事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金
保証限度額		2億8,000万円
保証期間		20年以内（据置期間2年以内）
保証料率		0.31%～1.70%（保証料率は通常より平均20%割引）

2-4. 事業承継支援③

自社株や事業用資産の買取りに 経営承継関連保証	代表者交代済の会社や事業譲受済の個人事業主が、株主等から事業用資産等を買取る資金に対応できる保証
後継者による事業承継に 特定経営承継関連保証	代表者に就任済の後継者個人が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証
企業間買収・M & Aに 経営承継準備関連保証	これから承継しようとする中小企業者が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証
従業員等による企業買収（EBO）に 特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない後継者個人が、株主等から株式や事業用資産等を買取る資金に対応できる保証

中小企業・小規模事業者のための事業承継支援

後継者候補がない。後継者が決まっていない。
 事業承継の際に経営者保証を解除したい。
 事業承継対策って何をしたらいいのかわからない。

事業承継にお悩みを抱えている事業者の皆さま！
 兵庫県信用保証協会は4つのメニューでサポートします！

1 相談支援

「事業承継相談窓口」が皆さまの事業承継に関するご相談に応じ、アドバイスや他の支援機関への取次ぎなど、お悩み解決のサポートを行います。

メールでのご相談はこちら▶▶

2 外部専門家派遣支援

中小企業診断士等の専門家無料で派遣し、事業承継にかかる経営のアドバイスを行います。

詳しくは「外部専門家派遣制度のご案内」チラシ又はHPをご覧ください。

3 関係機関との連携支援

M&Aマッチング支援などを実施している「兵庫県事業承継・引継ぎ支援センター」や金融機関と連携したサポートを行います。

4 資金調達支援

事業承継の様々な局面での資金需要に対応する多様な保証制度をご用意しています。各保証制度の概要は、中面及び裏面をご覧ください。

●お問い合わせ先●

専用ダイヤル **078-393-3962** 事業承継相談窓口
 メールアドレス jigrosyokai-sen@hogyokukai-hyogo.or.jp 〒551-0195 神戸市中央区港町2-1

2-4. 事業承継支援④

「事業承継を成功させる進め方とポイント」の発行

事業承継機運を醸成する目的で令和3年3月に初版を発行し、事業者を始め、金融機関や支援機関等に配布しています。令和5年4月に事業承継ガイドラインの改訂や事業承継税制の改正等を踏まえ、冊子の内容を一部改訂の上増刷しました。

事業承継に課題を抱える事業者のあらゆる相談にご活用ください。



2-5. 経営支援メニュー①

中小企業・小規模事業者の皆さまへ

経営支援メニュー のご案内

兵庫県信用保証協会では、中小企業・小規模事業者の皆さまが
ライフステージの様々な局面で抱える経営課題をサポートする
各種経営支援メニューをご用意しています。
裏面の相談窓口までお気軽にご連絡ください。

創業から事業の引継ぎまで幅広くサポートします

経営について相談できる
担当者がいると助かる。
⇒ **B G** へ

自分の会社の
経営状況を把握したい。
⇒ **B C** へ

創業したいけど、
どんな準備をしたら
いいの？
⇒ **A B** へ

事業を
立て直したい。
⇒ **B D E** へ

事業承継に向けて、
何から準備したら
いいの？
⇒ **F** へ

 **兵庫県信用保証協会**
CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF HYOGO-KEN

 **HE**
HYOGO
CHAMBER OF COMMERCE AND INDUSTRY

経営支援の内容

①創業支援

創業前における創業準備相談窓口、創業時の資金調達、創業後のフォローアップ。

②外部専門家派遣制度

様々な経営課題に応じた専門家を無料で派遣。

③経営診断サービス

「中小企業経営診断システム（M c S S）」を使った経営診断サービスを行っています。

④経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し意見交換を行う会議です。経営改善計画の説明等に活用されています。

⑤経営改善計画策定にかかる費用補助

405事業をご利用いただくことで、経営改善計画の策定にかかる費用の一部補助を受けることができます。

⑥事業承継支援

お悩みを抱えている方に相談窓口等でサポート。

⑦相談窓口

経営支援に関する各種相談窓口を設置しています。

2-5. 経営支援メニュー② 経営診断サービス

経営診断サービス

「中小企業経営診断システム（McSS）」を使った経営診断サービスを行っています。ご提供いただいた決算実績に基づいた財務分析結果をもとに、財務面の「強み」「弱み」を分かりやすく表示した報告書をご提供します。

費用は「無料」です。ご希望の方は、経営支援部再生発展支援課までご連絡ください。

経営診断

サービスのご案内

無料

会社の健康診断をしてみませんか？

見やすく、分かりやすい診断報告書

当協会をご利用いただいている法人のお客さまを対象に、経営診断システムを活用した「McSS 経営診断報告書」を無料でご提供します。

ご希望の方には、協会職員がご面談の上、結果を分かりやすくご説明します。

「McSS経営診断報告書」とは、一般社団法人CRD経営支援の日本最大級中小企業データベースによる診断ツールです。

特徴

- 費用が0の無料サービスで、業種・業態・全業種・業種別に対応が可能です。
- 財務状況における強み・弱みを、「○(良好)」「●(改善が必要な)」で表示します。
- 収益構造(売上高)における売上原価、営業費等の構成比が把握できます。
- 定率のキャッシュフローを表示します。
- 必要とされる重要な指標と、業界標準年数を表示します。

「McSS 経営診断報告書」イメージ

ご利用いただける方 当協会をご利用いただいている「法人」



2-5. 経営支援メニュー③ 経営サポート会議

経営サポート会議

取引金融機関等の関係機関が一堂に会し、必要な経営支援と金融支援について意見交換を行う会議です。

«ご利用のメリット»

- 各機関の迅速な意思決定に繋がり、適切な支援を早期に受けることができます。
- 経営改善計画を策定し、経営サポート会議に参加したすべての機関から計画についての合意が得られれば、当該計画の実施に必要な資金を「経営改善サポート保証」により調達可能となります。



① 中小企業・小規模事業者と主要金融機関は当協会に経営サポート会議の申込を行います。

② 当協会は取引金融機関に経営サポート会議への参加要請・日程調整等を行います。

③ 中小企業・小規模事業者と取引金融機関等が一堂に会し、経営支援の方向性について意見交換を行います。

2-5. 経営支援メニュー④ 経営改善計画策定にかかる費用補助

経営改善計画策定にかかる費用補助

国が実施する「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）」（以下、「国の支援事業」）をご利用いただくことで、経営改善計画の策定にかかる費用の一部補助を受けることができます。

さらに、国の支援事業を利用された方に対し、当協会独自の費用補助も実施しています。

【対象者】

当協会の保証付借入金があり、以下の①～③のいずれにも該当する方

- ①協会の保証付借入金について返済緩和の条件変更を行っている、または行う計画がある。
- ②国の支援事業に基づく経営改善計画を策定し、経営サポート会議において協会の同意を得ている。
- ③中小企業活性化協議会から、国の支援事業に基づく支払決定を受けている。

【費用補助の範囲】

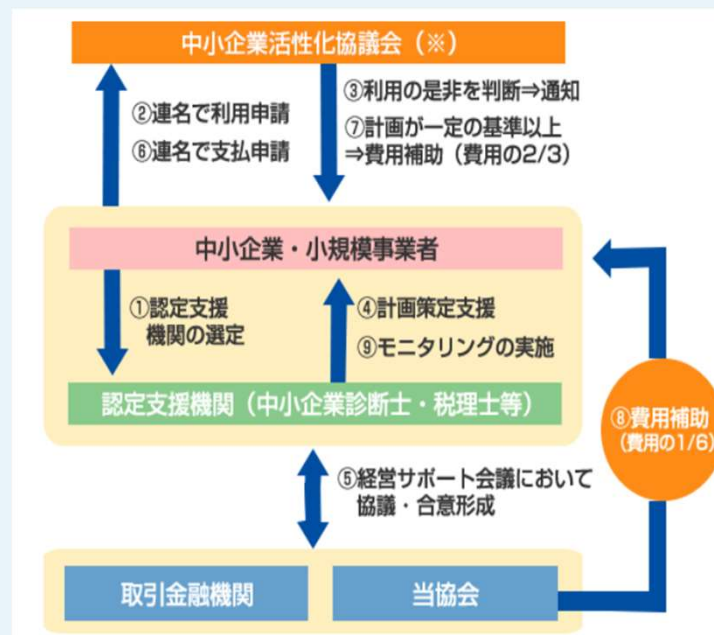
経営改善計画策定に要する費用の6分の1（上限20万円）

※モニタリングに関する費用は対象外です

【補助額の例】計画策定費用が60万円の場合

国の負担 (費用の2/3)	自己負担 (費用の1/3)	当協会負担 (自己負担の1/2)	実質自己負担 (協会の補助後)
40万円	20万円	10万円	10万円

【ご利用の流れ】



※中小企業の活性化を支援する「公的機関」として各都道府県に設置されており、全国の商工会議所等が運営しています。
兵庫県では神戸商工会議所内に設置されています。

2-5. 経営支援メニュー⑤ 相談窓口

- これから事業を開始する皆さまへ

創業準備相談窓口

創業計画書策定や資金調達、外部専門家派遣など、創業をお考えの皆さまの課題解決や資金調達に関する相談にお応えしています。

お問い合わせ先 ☎ 078-393-3912

- 事業承継に悩みを抱えている皆さまへ

事業承継相談窓口

支援機関への取次ぎ、外部専門家派遣など、事業承継に課題を抱えている皆さまの課題解決や資金調達に関する相談にお応えしています。

お問い合わせ先 ☎ 078-393-3962

- 女性企業家の皆さまへ

女性企業家相談窓口

女性企業家の皆さまが、女性ならではのアイデア、感性、経験等を活かした事業を円滑に進めるための各種相談にお応えしています。

お問い合わせ先 ☎ 078-393-3910

- 経営に関する様々な相談を希望される皆さまへ

経営サポート相談窓口

中小企業・小規模事業者の皆さまからの金融相談に加え、事業経営全般に関する相談にお応えしています。

お問い合わせ先 ☎ 078-393-3969

2-6. 「2024ひょうご信用創生アワード」の開催

令和6年11月7日、ラッセホール（神戸市中央区）において「2024 ひょうご信用創生アワード」を開催し、約110名の方にご参加いただきました。

本アワードは、兵庫県地域支援金融会議の参加機関から金融、経営支援を受け、優れた成果を上げた事例を顕彰することにより、ベストプラクティスを情報共有し、そのような取組が拡大することを通じて兵庫県の地域経済の発展に寄与することを目的としています。

当日は、事前選考により優秀賞に内定した6事例についてプレゼンテーションが行われ、最終審査を経て、最優秀事例を決定しました。また、SDGs達成および創業支援について優れた取組を行っている事例には選考委員特別賞を贈呈いたしました。

最優秀賞

- 受賞者 共栄ゴルフ工業(株)、但馬信用金庫
- 事例 国内製造にこだわった「市川アイアン」の存続と「新分野進出」に向けた取組みの支援



選考委員特別賞

SDGs部門

- 受賞者 イクジウッド(株)、中兵庫信用金庫
- 事例 壁を乗り越える、ブランディング・マーケティング支援～新しい価値を伝えるために～

創業支援部門

- 受賞者 加茂 努(カカオもの)、神戸商工会議所
- 事例 低利益体質の輸入チョコレート専門店を脱却し、本格的なメーカーへの転換を目指す



優秀賞

- 受賞者 丸山印刷(株)、商工組合中央金庫
- 事例 超地元密着型企業をめざして～当社の想い実現へ向け全力で伴走支援

- 受賞者 (株)御座候、姫路信用金庫
- 事例 ともにプロジェクトの活動を通して、お客さまと向き合い、本業支援に取り組んだ事例

- 受賞者 足立織物(株)、兵庫県信用組合
- 事例 事業転換から時代のニーズにマッチした製品開発によるV字回復の経営支援



2-7. 「2025ひょうご信用創生アワード」の開催

令和7年度においても、以下のとおり支援事例を募集しています。多数のご応募をお待ちしています。

①開催日程

令和7年11月6日（金） 会場：ラッセ・ホール（神戸市中央区）

②募集対象

ライフステージ（創業期、成長・発展期、成熟期、経営改善期、事業承継期）を問わず、兵庫県地域支援金融会議の参加機関（業界団体等にあつては所属する個別の支援機関等を含む。）の金融、経営支援を効果的に活用して、支援対象企業の有する事業へのさまざまな「想い」を実現させた取組事例又は「想い」の実現に向けて現在進行中の事例を募集します。

なお、募集する事例は、本会議創設以降の支援事例とします。

③応募資格

兵庫県地域支援金融会議の参加機関及びその支援を受けた兵庫県内に事業所等を有する「中小企業基本法」の定義に該当する中小企業・小規模事業者とし、自薦、他薦は問いません。

なお、応募数は1参加機関あたり3事例を上限とし、支援事例の中小企業・小規模事業者については、実名で応募していただきます。

④募集期間

令和7年5月19日（月）から8月1日（金） ※ 募集期間内に事務局に応募書類が到着したものを対象とします。

⑤顕彰

顕彰名は「ひょうご信用創生アワード」とし、最も優れた1事例を「最優秀」、SDGs達成に資する優れた取組を行っている事例を「選考委員特別事例」、その他は「優秀」として顕彰します（「選考委員特別賞」は該当なしの場合がありますので、予めご了承ください。）。

顕彰対象者は中小企業・小規模事業者及び支援機関等とし、事例毎に顕彰状及び副賞を授与します。副賞は、トロフィーの他、「最優秀」に30万円、「選考委員特別賞」に10万円、「優秀」に5万円とします。なお、「最優秀」には、神戸新聞への記事体広告の掲載やサンテレビの情報番組（あんてなサン）内での事業者PR等を予定しています。

⑥入選

優秀事例に選出されなかった事例の中から最大4事例（ライフステージごとに最大1事例）を入選事例として選出します。

2-8. 金融機関との連携によるモニタリング①

保証協会と金融機関との連携を強化し、モニタリング制度を通じた効果的な期中支援を行っていくことで事業者の業況改善を支援する必要があります。

そのため、保証利用先の経営状況を把握できるように、以下の対象保証制度について、半年に一度（上期・下期）、金融機関より保証協会に対して「業況報告書」の提出を受けています。

業況報告書提出（モニタリング）対象者

次の(1)～(10)のいずれかの保証利用先

- (1)創業にかかる保証
- (2)経営革新関連保証
- (3)経営安定関連保証4号
(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。令和4年10月1日以降の保証申込)
- (4)ひょうご連携支援保証 (5)小規模企業支援型保証「エール」
- (6)返済緩和を行っている条件変更先への新たな保証
- (7)危機関連保証
- (8)地域活性化保証「スタートラインS」
- (9)兵庫県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」
(据置期間が1年を超える場合)
- (10) 東日本大震災復興緊急保証（令和3年4月1日以降の保証申込）
※(1)(2)(7)(8)については、いずれも保証期間が1年超のものを対象とする。

業況報告書提出ルール

提出先	提出期間	提出時期
当協会 経営支援部	貸付実行日から最大5年間 ※ 完済、代位弁済を除く ※ (9)は、据置期間中	「半期毎提出」 上半期分(4月～9月)は <u>10月1日～11月30日</u> 下半期分(10月～3月)は <u>4月1日～5月31日</u>

2-8. 金融機関との連携によるモニタリング②

「伴走支援型特別保証制度」のフォローアップ報告の提出がスタートしています。

今年度より「経営力強化保証制度」のフォローアップ報告の提出もスタートします。

事業者の事業年度を基準として、貸付実行日の属する四半期の翌四半期から行動計画書策定日の属する事業年度から5事業年度分まで、四半期に1回、フォローアップを行う必要があります。

モニタリング対象	提出先	提出期間	提出ルール
伴走支援型特別保証制度 (兵庫県融資制度も含む) 経営力強化保証制度 (兵庫県融資制度も含む)	当協会 経営支援部	計画策定日の属する事業年度から5事業年度分まで	4月～9月決算の事業者分は1月中、10月～3月決算の事業者分は7月中に、金融機関本部で対象者分をとりまとめて提出していただきます。

【フォローアップの特例条件】

特例条件のいずれかを満たしたことを確認した金融機関については、四半期に1回のフォローアップを翌事業年度分から年に1回（第4四半期終了後における通年分のみ。）とすることができます。

【業況報告書の提出対象先】

伴走支援型特別保証制度及び経営力強化保証制度の保証期間が3年を超える場合は、同一金融機関に限り、業況報告書の提出は不要となります。

【報告提出スケジュール（年2回）】

決算期	決算申告期限 【参考】	協会宛 報告提出月
4月	6月末	1月中
5月	7月末	
6月	8月末	
7月	9月末	
8月	10月末	
9月	11月末	7月中
10月	12月末	
11月	1月末	
12月	2月末	
12月 (個人)	3月15日 (個人)	
1月	3月末	
2月	4月末	
3月	5月末	

2-9. その他の取組み①

ビジネスフェアへの出展支援

ビジネスマッチングによる事業展開や販路拡大を支援するため、各地で開催されているビジネスフェアへの出展支援を行っています。

令和6年度は、国際フロンティア産業メッセ19者、OSAKAビジネスフェア3者の計22者に出展支援を行いました。

なお、令和7年度は、25者に対して国際フロンティア産業メッセへの出展支援を行う予定となっています。



2-9. その他の取組み②

金融・経営支援の取組事例の社内共有

令和6年度より協会内の各部署から、当協会による主体的な金融・経営支援を効果的に活用して、事業者の経営改善等が図られた事例を募集し、協会内で共有する取組を新たに実施しました。これにより協会担当者間でノウハウや知見を共有・横展開し、担当者の支援力を高めることで、将来的な支援の充実を図ります。

好評な事例は表彰されました。



3. 外部専門家派遣の具体的事例

3-1. 外部専門家派遣の具体的事例①

企業概要、支援に至るまでの経緯

- 事業内容：カフェ、オンラインショップ（焼き菓子の販売）、レンタルスペース、イベント開催等
- 材料にこだわっているため、原価率が高くなり、利益率が悪い。
- 正常先 ※創業後5年未満
- 保証後のフォローアップ訪問にて、金融機関担当者と協会担当者が事業所を訪問。売上が計画を下回っており、事業が軌道に乗っておらず、支援が必要と判断したため、外部専門家派遣を提案。
- 経営診断と課題解決に向けた取組みの提言を希望。

支援方法

- 外部専門家（中小企業診断士）を派遣し、経営診断報告書を策定。主な提言事項は以下のとおり。
 - ・ 本業であるカフェ事業の黒字化。
 - ・ 認知度を上げるため、HP、Instagram、公式LINEの更新頻度を上げる。
 - ・ 原価管理の徹底を行い、適正価格での販売（商品の値上げ）を行う。
 - ・ 高めの価格設定になっても納得感が得られるようにどんな材料を使用しているかなどをメニュー表やSNS等でアピールする。
 - ・ 旬の食材を使用した季節メニューなど、常連客にも飽きられないメニュー開発を行う。

支援後の効果

- 経営診断書に記載のある提言内容に沿って、販売価格の見直しや宣伝方法の見直し等、順次検討を行っており、経営に対する前向きな姿勢が見られた。
- 第三者からの客観的な意見を聞いてもらうことで経営に対する意識改革を促すことができた。

3-2. 外部専門家派遣の具体的事例②

企業概要、支援に至るまでの経緯

- 事業内容：内装工事業、デザイン業
- インテリアデザインの提案から施工まで一貫して行う。
- 正常先
- 赤字計上先であり、経営課題等をヒアリングするため、金融機関担当者と協会担当者が事業所を訪問。支援が必要と判断したため、外部専門家派遣を提案。
- 経営診断と課題解決に向けた取組みの提言を希望。

支援方法

- 外部専門家（中小企業診断士）を派遣し、経営診断報告書を策定。主な提言事項は以下のとおり。
 - ・ 売上管理、採算管理、資金繰り管理等、経営を管理する体制の構築。
 - ・ 人員が少なく、代表者への負担が多いため、新たな人材を雇用する。
 - ・ 建設業許可の取得。
 - ・ 事業計画・中長期計画の策定。
- 追加融資の実施。

支援後の効果

- 計画に沿って資金繰り管理、人員管理、売上管理、採算管理は既に行っており、経営者の前向きな努力が窺える。
- 外部専門家派遣終了後も引続き、外部専門家が当社のコンサルタント業務を担うことになった。

4. 活性化協議会と連携した具体的事例

4-1. 活性化協議会と連携した具体的事例

企業概要、支援に至るまでの経緯

- 事業内容：生産用機械器具製造業（産業用エンジニア事業と門扉事業）
- コロナによる半導体不足等で売上回収までの期間が長期化し、資金繰りが悪化。
- 条件変更による返済緩和を行っている。
- 金融機関の後押しにより外部専門家派遣を利用。

支援方法

- 外部専門家派遣制度を活用。
- 活性化協議会が関与し、経営改善計画書を策定。主な提言事項は以下のとおり。
 - ・ 不採算案件からの撤退及び利益率の向上
 - ・ 新規顧客の開拓
 - ・ 役員報酬の削減
 - ・ 広告宣伝費の削減

支援後の効果

- 計画に沿って役員報酬の削減等は既に行っており、経営者の前向きな努力が窺える。
- 活性化協議会が関与し、財務・事業デューデリジェンスを行ったことで課題や今後の経営方針をあきらかにすることができた。

5. その他経営支援の具体的事例

5-1. その他の具体的事例

企業概要、支援に至るまでの経緯

- 事業内容：金属加工業
- 恒常的な赤字が続いており、条件変更により返済緩和を行っている先。
- 条件変更申込時に協会職員が訪問。訪問時に経営課題が可視化されておらず、経営改善策もなかったため、中小企業経営診断システム（McSS）を提案。

支援方法

- McSSを利用し、協会職員が経営課題を洗い出し、説明を行った。経営課題は以下のとおり。
 - ・ 価格転嫁
 - ・ 新規取引先の獲得
 - ・ 新規外注先の獲得
- 代表者と協会職員の二者では解決策の検討は困難と判断し、よろず支援拠点及び活性化センター相談を行い、助言を受けた。
- 助言内容をもとに代表者に価格転嫁交渉を促した。

支援後の効果

- 価格転嫁を経営課題に設定以降、取引先から注文書が届く度に価格交渉の要否検討を行うようになった。
- 代表者は価格転嫁交渉を行うことに不安を覚えていたが、交渉が単発的に成功していることで、前向きに交渉を行えるようになった。